

さ情審査答申第124号
平成28年 5月27日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年9月4日付けで貴職から受けた、「与野中央公園のトイレと複合遊具のある部分の境界のわかるもの。」(以下「本件対象行政情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件については、申立人の請求する行政情報は全部開示されており、開示漏れ等の瑕疵は認められないことから、異議申立ての利益がなく、不服申立人の適格を欠く不適法なものと認められる。よって、本件異議申立ては却下すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。
- (2) 文書名に「与野中央公園 公図写」(平成25年12月作成分)とあるが、写の縮小されたコピーが開示され、作成年月は平成17年3月とあり、文書(図面)が一致していない。よって、正しい図面を開示せよ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述においておおむね以下のとおり説明している。

- 1 異議申立人より南部都市・公園管理事務所管理課（以下「管理課」という。）に対して「与野中央公園の与野中央通り西側沿いの公園開設部分（トイレ、複合遊具のある部分）の南側境界付近に自動車や資材が置かれている」と抗議があり、管理課が「開設部分の一部について、南部建設事務所が資材置場として占用許可を出しているため」と回答したところ、異議申立人は「開設部分の境界線を知りたい」として都市公園法（昭和31年法律第79号）第17条に定められている都市公園台帳の閲覧を要望した。
- 2 管理課は都市公園台帳を所管している都市公園課を案内し、異議申立人は都市公園課に対して当該境界線を確認するため、与野中央公園の都市公園台帳の閲覧を要望した。都市公園課は都市公園台帳にある平面図等を提示したが、与野中央公園は昭和62年開設から現在に至るまで用地取得・整備が継続中の公園であり、整備が完了したエリアに部分的かつ暫定的に公園を供用しているため、与野中央公園全体の平面図はあるが、暫定開設部分ごとに正式な平面図は作製していないこと、さらに、通常公園の境界線は地番の境である地番界に一致し、公園全体の平面図に記載された地番界で指し示すことができるが、当該境界線は暫定開設部分のため、地番内を横切る形で設定されており、地番界とは一致していなかったこと、などにより当該境界線を正式な図面で示すことができなかった。そのため、異議申立人は当該境界部分のわかる資料の閲覧を求め、行政情報開示請求書が提出された。
- 3 調査の結果、当該境界線を示す正式な平面図等は存在しなかったが、平成15年3月に業務委託して作製した公図写の図面をもとに、平成25年12月に都市公園課がパソコンで開設・用地取得済み部分を色分けした資料（以下「同資料」という。）が見つかった。同資料には当該境界線も明記されていることから、同資料をA3判で出力し、カラーコピーを取り、都市公園課の与野中央公園の都市公園台帳等を収めるファイルに保管してあったものを、異議申立人が請求した「与野中央公園のトイレと複合遊具のある部分の境界のわかるもの」に該当する行政情報として開示決定した。
- 4 同資料を異議申立人に開示したところ、特定した行政情報の名称は「与野中央公園 公図写（平成25年12月作成分）」とあるが、同資料上には作製年月が平成17年3月と記載されており、年月が一致しておらず、大きさも縮小されているため、特定した行政情報とは異なるものだと主張し、本件処分の取消しと正しい図面の開示を求めて、同日、異議申立書が提出された。
- 5 しかし、特定した行政情報は、異議申立人の言う平成17年（正しくは15年）3月作製の公図写し原本ではなく、そのデータをもとに平成25年12月に都市公園課で加工・作成した資料を指しており、原本自体には当該境界線は記載されていないため、異議申立人が求める開示文書には該当しない。

一方、同資料は異議申立人が開示請求した「与野中央公園のトイレと複合遊具のある部分の境界のわかるもの」に合致する行政情報であることから、文書特定に瑕疵はないと考える。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、異議申立人の平成27年6月4日付け行政情報開示請求書に対し、実施機関が特定した「与野中央公園 公図写」(平成25年12月作成分)である。

2 本件異議申立てについて

実施機関が特定した行政情報は、平成15年3月に作製した公図写そのものではなく、当該公図写を基に平成25年12月に実施機関が加工・作成した図面であるため、「与野中央公園 公図写」(平成25年12月作成分)と文書を特定したことは、異議申立人に「公図写」原本を特定したかのような誤解を与える表現であったことは否めない。

しかし、同資料を特定した経緯等については、「第3」の実施機関における説明の要旨のとおりであり、これに疑義を持つような事情は存在しない。それゆえ、本件処分自体に文書特定の誤りがあるとは認められない。

また、異議申立人は「与野中央公園のトイレと複合遊具のある部分の境界のわかるもの」を開示請求し、それに対して実施機関は当該部分の境界の分かるものとして本件対象行政情報を開示したものであり、同資料のほかに実施機関が本件に関する行政情報を保有していると認められる事情は確認できなかった。

したがって、実施機関は、異議申立人の請求に対し、保有する行政情報を全部開示しており、それゆえ、本件異議申立ては、申立ての利益がない者が行った申立てであり、申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条第1項に規定する「行政庁の処分(この法律に基づく処分を除く。)に不服がある者」に該当しない。

よって、本件異議申立ては、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てとして却下されるべきである。

3 以上の次第であるから、当審査会は、上記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月 4日	諮問の受理
②	同 年 9月11日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月15日	審議
④	同 年 12月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成28年 5月19日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士 平成27年10月21日退任
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士 平成27年10月22日就任

(五十音順)